

平成25年度普通会計決算認定特別委員会

平成26年10月29日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

川端委員長

ただいまから、普通会計決算認定特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

児嶋警察本部長

川端委員長、須見副委員長をはじめ、委員各位には日頃より警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私からは、平成25年度警察本部主要施策の成果の概要につきまして説明いたします。

なお、刑法犯認知件数、検挙件数などは、統計上、年単位となっておりますことをあらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

平成25年中、県警察では「県民とともに歩む力強い警察～安全・安心とくしまの実現」を運営指針とし、五つの運営重点に基づき、各種施策を推進しました。

第1は、身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保であります。

県警察では、平成15年から平成24年までの間、街頭犯罪及び進入犯罪の発生を抑止するための総合対策を推進し、この間、刑法犯認知件数が9年連続で減少するなど、一定の成果を見たところでありますが、対策を更に加速させるため、平成25年からは地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策に取り組んでいます。その結果、平成25年中の刑法犯認知件数は5,818件となり、前年比で3.8%減少、戦後最多を記録した平成15年と比べると半数以下に減少したところであります。ストーカーやDV等の人身安全関連事案に対しては、被害者等の身の安全を確保した上で警告や逮捕に向けた迅速かつ的確な対応に努め、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺に対しては、高齢者を対象としたインパクトのある情報発信、金融機関及び宅配事業者と連携した送金の阻止、他府県警察との合同取締りなどを強化いたしました。このほかにも、非行少年に対する立ち直り支援活動、犯罪被害者支援等の諸施策を推進し、県民の安全安心の確保に努めたところであります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

平成25年中、阿南市における殺人事件、コンビニエンスストアや焼肉店に対する強盗事件などの重要犯罪を41件認知しましたが、徹底した捜査により36件、24人を検挙したところであります。構造的不正に対する取組では、生活保護費不正受給事件や官製談合事件などの社会的反響が大きい事件を検挙しました。また、暴力団対策では、事業者、自治体等による暴力団排除活動を積極的に支援したところであります。

第3は、交通死亡事故の抑止であります。

県警察では、交通死亡事故の抑止を最重要課題ととらえ、平成27年を最終年とする第9次徳島県交通安全計画に示された「死者数を30人台後半、可能な限りゼロに近づける」という目標を達成するため、関係機関、団体等との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習等を実施しました。また、横断歩行者妨害や飲酒運転等の重大事故に直結する悪質かつ危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを強化しました。その結果、平成25年中の交通事故死者数は49人で、道路交通法が施行された昭和35年以降、最小であった平成24年中の死者数を上回ったものの、人身事故発生件数は4,800件となり、ピークであった平成16年から9年連続で減少したところであります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化であります。

発生が危惧されている南海トラフ地震に対しては、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう最新の被害想定を勘案し、災害警備計画を見直すとともに、初動対応訓練、装備資機材の習熟訓練などを繰り返し行い、救出救助などの対処能力の向上と自治体や防災関係機関との連携強化を図ったところであります。また、自然災害だけでなく、テロ等の事態を想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めたところであります。

第5は、現場執行力と警察活動基盤の強化であります。

県警察では、精強な第一線警察構築のための総合プランに基づき、実戦的訓練、ベテラン職員による伝承教養など、若手職員の早期戦力化に向けた諸施策を推進しました。また、警察安全相談への迅速かつ確実な組織対応を徹底するため、相談業務を生活安全部門から総警務部門に移管したほか、悪質かつ巧妙化するサイバー犯罪の取締りを強化するため、警察本部にサイバー犯罪対策室を設置するなど、警察力の更なる強化のための組織改編等を行ったところであります。

以上、主要施策の成果の概要について説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

久次米警務部理事官

私からは、説明資料4ページでございます平成25年度の歳入歳出決算額について、御説明を申し上げます。

まず、（1）の歳入決算額でございますが、予算現額33億4,201万1,000円に対しまして、収入済額は使用料及び手数料など、総額33億1,089万1,435円となっております。

なお、収入未済額の205万5,146円につきましては、放置駐車違反の運転者の特定が困難な場合、その車両の使用者が納付する放置違反金などが未納となっているものでございます。

続きまして、（2）の歳出決算額につきましては、予算現額218億5,832万3,055円に対しまして、支出済額は、人件費や施設整備費、その他活動費で、総額215億7,000万8,686円となっております。

以上が、平成25年度の歳入歳出決算額の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

川端委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質問をどうぞ。

岡田委員

説明資料の3ページですが、単位は千円ですか。数字が入っていますが、728円ということはありませんよね。

石川会計課長

千円でございます。

岡田委員

平成25年度と言えば、新運転免許センターが平成26年1月に開設され、鳴門市の皆さんもそこで免許更新されるなど、多くの方が活用しているように思います。一方で、自転車の講習もそこで出来るようですが、その認知度が非常に低い。そこで、その活用状況について教えていただけますか。

澤口交通部長

本年1月に開設した新運転免許センターの自転車専用コースにつきましては、交通ルールに従った安全走行を学ぶため、市街地道路を仮定したコースを設定したほか、個別に運転技能を高めるため、S字、8の字及びジグザグのコース、一本橋等を設けております。

また、同コースで使用する自転車を10台、交通信号機や標識も常備しております。

その他、交通安全教育の機器として雨天時でも屋内で教育が出来るよう、自転車シミュレータ2台を備えているほか、ドライバー向けに四輪用運転シミュレータ22台、自動二輪用運転シミュレータ1台、原付用運転シミュレータ1台を備え、広く交通安全教育に活用しております。

引き続き、利用状況について説明させていただきます。

自転車コースの利用手続につきましては、警察本部交通企画課で一括して受付をしております。交通安全を目的として自転車コースを使用する場合、使用手数料は無料となっております。

これまでの利用状況につきましては、昨日現在で11回、688の方が利用しており、主な利用としましては、徳島県子供自転車大会、松茂小学校の自転車教室、親子で学ぶ自転車教室等を開催しております。

次に、委員御指摘の利用拡大に向けた働きかけでございますが、これまでは交通安全協会を通じて利用を呼び掛けているところでありますが、御指摘のとおり、もっと広く県民

に利用してもらうため、利用手続や利用方法について県警ホームページやSNS、ソーシャルネットワークへの掲載、また、大学生や民間企業を含め、自転車専用コースを活用しての自転車事故防止教室の開催など、積極的に広報を実施してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。運転免許センターなので、実際に自転車の講習が出来ることについては、多分、県民の皆さんも知らない部分が多々あります。せっかく自転車も10台あるので、自転車に乗って行かなくても何らかの手段で行って、自転車の講習が出来ることも知っていただきたい。先日、近所の通学路で親子が自転車に乗っていました。何をしているのですかと聞いたら、息子が4月から中学校行くので練習しているとのことでした。

事前に正しい自転車の乗り方を知ってもらうための活用ということで、各小学校の6年生やその保護者などを対象に、親子や子ども会、地域や学校単位で来ていただいても大丈夫だと、警察や交通安全協会から呼び掛けることも重要かと思えます。このごろ、子どもたちが自転車に余り乗らないので、親御さんの中には中学校まで自転車通学することに不安に思う人もいます。以前、小学校6年生の子どもたちに対して、中学校に上がる前に交通安全教室を実施してくださいと警察の方に要望させていただき、いろいろな取組を進めてくださいました。実際、4月になったら乗っていかなければならないので、その前に子どもたちが自転車の正しい乗り方や鞆のくくり方、雨の日には傘を差してはいけないなどの自転車のルール、また、携帯電話を掛けながら自転車を漕ぐことの危なさということも体験できる取組を入れていただいたら、保護者の安心も得られると思うし、利用者も増えるのではないかと思うので、その辺も少し工夫を凝らして取り組んでいただきたい。このごろ、シミュレーション体験は行っているが、実体験できる機会が余りありません。せっかく自転車の交通マナーが体験できる場所を作っていただいたので、広く活用していただきたいと要望しておきます。

もう一点、認知症に対するサポーター養成など、いろいろな取組をされています。もう三、四十年前になるのですが、実は、私の祖父が認知症になり、よく早朝に徘徊していました。当然、皆が寝静まったころになぜか外へ出て行って、当時、何回か鳴門警察署にお世話になった。私も小学生だったので、迎えに行くのは私の両親で、余り記憶はないのですが、当時から警察が保護してくれた。明け方に県庁や鳴門市に電話しても、なかなかつながらずような時間帯ではない。警察だと24時間対応できる電話があるということで、その利便性を生かし、是非、認知症の家族に対して連絡先を伝えるとともに、通報する場合は警察にしてくださいと案内していただきたい。

もう一つ、新聞屋と協定を結ばれていると思うのですが、それ以外に子どもを送り迎えする保護者の人が、少し様子の違う高齢者の人を見かけたとき、その情報をすぐに通報していただければ、多分、警察のネットワークで保護するのも早いと思うし、地域から出たら、見つけるのもなかなか大変です。今、1万人余りの行方不明の高齢者が出ていますし、また、何年間も隣町で居ながら見つけられなかったといったケースもあるようなので、隣

町に行く前に自分たちの地域で保護できる体制づくりを構築するためにも、是非、もう少し110番を活用した取組をしていただくのは難しいのでしょうか。認知症をサポートする仕組みづくりとして、110番通報のあり方はどうなのでしょう。

小倉生活安全部長

認知症の方の発見に関する御質問でございます。

基本的に、認知症の方が行方不明になりましたら、住所地を管轄する警察署の方に御家族の方が行方不明届を出していただく。もし、事件事故等に遭うおそれが高い場合は、先ほど委員がおっしゃったとおり、緊急の110番通報をして、届出をしていただくということで、早期に捜索、発見活動に当たることにしております。

また、関係機関とのネットワーク等の関係でございますが、警察におきましても各署単位で高齢者等のSOSネットワークシステムを構築しております。これは、行方不明者に関する手配事項を市町村や保健所、タクシー事業者、ガソリンスタンド、深夜スーパー等にFAX送信して手配し、情報提供を呼び掛けているといった取組でございます。ただし、この場合、行方不明者のプライバシー等の問題もございますので、この点にも配慮して、御家族の意向を踏まえた上で実施するようにしております。

さらに、今年の8月に県や市町村のほうで高齢者等の見守りネットワークを構築して運用しておりますので、県や市町村の見守りネットワークとの情報の共有等についても連携しながら、認知症の方の早期発見、保護に努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。実は、私の実家がガソリンスタンドなので、最近は何事ありませんが、かつてはSOSネットワークから安否情報についてよくFAXを頂きました。最近では24時間営業の店も多くなったのですが、ただ、店の中に居ると外のことまでわからない。朝に散歩される方もたくさんいらっしゃるのでも、散歩している方と認知症で徘徊している方との見極めというか、通報を誤ってはいけない部分がある。逆に言うと、少し様相が変だと思ったとき、それではどこに相談したらいいかという、時間帯を考えますと、やはり24時間体制で受けもらえる場所を整えていただきたい。今お話ししていただいたように、捜索するネットワークという部分は十分出来ていると思います。家族が居なくなったとき、まず第一報を警察のほうに通報されるのかもしれませんが、徘徊されている方を見かけたときの一報についても、やはり警察のほうで受け取っていただいて、それからSOSのネットワーク等々へつないでいただければ、早期発見、早期保護につながると思いますので、今後、そういった体制づくりを構築していただきたいと思います。なぜそういうことを言うかという、これから在宅介護の人が増えてくると、家族で面倒見切れなくなる場合もあるし、今日の新聞記事によると、認知症徘徊のセンサーというものが保険適用となったとのこと。やはりそれくらい病気の習性がわかってきているから、その対応をどうするのかということに対し、仕組みづくりを整備していただきたいということ、敷居が高く、なかなか110番に掛けづらけれども、特に認知症の家族を介護してい

る家族に対し、まずは窓口に一報くださいと広く解放していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

井川委員

平成30年までに四国横断自動車道の鳴門，高松，坂出間が4車線化になり，また，本州四国連絡橋から直結して徳島ジャンクションへの道も広がる。さらに2年後，四国縦貫自動車道の徳島自動車道とも結ばれるということで，本当に広域交通ネットワークの整備や交通道路の利用促進が活発化するところではありますが，県内の高速道路については，今年7月，板野町の四国横断自動車道で対向車線に飛び出した普通車両がトラックと正面衝突して，2人の方がお亡くなりになったということで，高速道路で交通事故を起こしたら本当に命を落とすような大事故になります。高速道路における最近の交通事故の発生状況やその特徴についての説明をお願いします。

澤口交通部長

平成26年9月末の県内の高速道路における交通事故の件数を申し上げます。そして，昨年の同時期との比較も申し上げます。まず9月末ですが，発生件数は15件で，プラス6件となっております。死者2名でプラス1名，傷者32名でプラス15名であります。なお，物件事故の発生件数は160件で，プラス5件となっております。高速道路における交通事故の特徴は，全交通事故発生件数175件のうち，120件が車両単独による自損事故であります。全体の68.5%を占めています。その他，料金の支払や渋滞などの理由で停止している車両に追突した追突事故が19件発生しております。

井川委員

私も松山市のほうへ行くときに徳島自動車道をよく通るのですが，インターチェンジの手前は4車線ですけれども，後はほとんど対面車線です。たまに制限速度以下で走行する車が前を走り，私も少しせっかちな性格ですから，そのときはイライラしながら走る。本当に対面車線で遅い車が前を走っていたらストレスも溜まるし，対面車線というのはものすごく危険です。これに対し，県警は道路管理者に対してどのような要請をしているのか，少しお聞かせください。

澤口交通部長

県内の高速道路の非分離対面区間，いわゆる対面片側通行ですが，全体の74.5%で，86.1キロメートルあります。この区間は，中央分離帯突破による正面衝突など，重大な事故が発生しています。県警は，道路管理者に対して，道路環境の改善整備につき，その都度必要な申入れを実施しております。四つほど御紹介します。一つ目は，路面に二，三ミリメートル程度の凹凸舗装をすることにより，ガタガタという音と振動で運転者に注意喚起する路面標示の設置。二つ目が，車道外側線の内側に白の点線を引きまして，わざと車線幅を狭く見せ，速度を落とさせるラインの設置。三つ目が，中央分離帯に運転者が見や

すい大型サイズのポストコーンの設置。四つ目が、カーブが多いところに「カーブ連続走行注意」の注意看板の設置等を実現しております。

井川委員

わかりました。突然、車線からはみ出てガタガタという音と振動があれば、目は覚めるし、意識するので、非常に良いと思います。いろいろな取締りというか、注意させることはいろいろあると思いますが、やはり自動速度違反取締装置は私も好きではない。皆もそうやって意識すると思いますので、あの機械を設置していますという看板だけでもものすごい抑止力になるというか、素晴らしい効果だと思います。その設置状況や取締件数、それから、今後、高速道路が更に整備されると思うので、その機械を増設する気があるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

澤口交通部長

まず、取締件数について説明させていただきます。

重大事故に直結する危険性の高い最高速度違反や携帯電話使用違反、被害軽減効果の高い座席ベルト装着義務違反を重点に交通指導取締りを実施しておりまして、9月末現在、シートベルト件数を除きます検挙件数は1,727件で、前年比プラス110件。違反別では、最高速度違反は1,148件でプラス135件。携帯電話等の使用違反は475件でマイナス74件。故障車両表示義務違反は33件でプラス12件。追越違反は25件でプラス19件。通行帯違反は19件でプラス13件などのほか、シートベルト装着義務違反は288件でマイナス79件となっております。

次に、速度違反自動取締装置の関係ですが、これは無謀な速度による交通事故が多発するおそれのある高速道路に設置されておりまして、高速度で進行する悪質ドライバーの検挙に効果を発揮しています。加えて、おおむねオービスの手前1キロメートルと2キロメートルの2か所に自動速度取締路線の補助標識を設置しておりますことから、全般的に速度抑止効果もあると承知しております。県内の高速道路では、徳島自動車道の美馬市内の上り車線、徳島行き車線に1基を設置しております。今後の見通しですが、現時点で速度違反自動取締機の増設の予定はございませんが、今後、高速道路の延伸などの交通環境の変化も踏まえながら、考慮したいと考えております。

井川委員

県内の高速道路では1機しかなかったのですね。うれしくはないのですが、なくてはならない装置だと思います。スピード違反の対面走行は本当に危ない。スピードをなるべく出さないようにして、対面衝突などを未然に防いでいただくように努力していただきたいと思います。道路環境が大きく変化することが予想されます。本当に高速道路網が進んでいきます。それに伴い、県警でも高速道路交通警察隊の増員や配置の見直しという体制の強化が必要になると思われませんが、何らかの計画や見直しはあるのでしょうか、お聞かせください。

河村警務部長

県警察におきましては、限られた人員の中で変化する治安情勢や社会環境の変化に的確に対応するため、毎年、組織体制の見直しを行っているところであります。委員御指摘のとおり、今後、県内の高速道路が拡幅、延伸させることに伴い、高速道路やインターチェンジ周辺道路における交通事故や交通渋滞の発生など、交通環境の変化が予想されることから、高速道路交通警察隊をはじめとする交通警察官の配置の見直しを行うなど、必要な組織体制の検討をしてまいる予定でございます。

井川委員

具体的なものはないみたいでございますので、県民の命を守るため、是非とも頑張っていていただきたいと思えます。

藤田元治委員

本県に非常に縁があるといえますか、徳島大学で学び、日亜化学在職中に青色LEDの量産技術を開発した中村教授が、このたびノーベル物理学賞を受賞したということは、徳島県にとっても非常に喜ばしいことですが、現在、LEDはいろいろな分野で利用され、私たちの日常生活でも欠かせない存在になっているわけです。LEDの技術を活用したものに信号機がありますが、平成5年に中村教授が青色LEDの製品化に成功した当初からLEDを使った信号機に着目して、平成6年に全国初のLED信号機を本部庁舎前に設置し、今現在、歩行者信号機5,983基をLEDに交換して、自動車信号機も今年3月現在で8,121基の61.5%に当たる4,995基をLEDに交換するなど、全国4位の普及率であることが徳島新聞にも載っていました。

こうした中で、県警察では、平成25年度に交通安全施設等の整備充実として、渋滞路線の円滑化対策の実施及び道路の新設、改良の交通信号機の整備を行うため、信号機新設に4,369万9,000円を支出しているようではありますが、昨年度、県内に信号機を設置したのは何箇所でしょうか。また、信号機を設置するには、どれくらいの経費が掛かるのか。さらに、本年度は何箇所設置する予定なのか、お伺いいたします。

澤口交通部長

平成25年中に新たに設置した信号機は6か所でございます。次に、設備費用については、交差点の規模等によって異なります。例えば、片側1車線の四差路交差点での標準的な予算単価は約750万円となります。これは、車両用と歩行者用を備えて、ワンセットで750万円となります。本年度の信号機の設置箇所は4か所を予定しております。

藤田元治委員

このほか、信号機改良等として補助事業6,358万5,000円、単独事業として1億8,167万6,000円の計2億4,526万1,000円を支出しておりますが、このうち、信号機をLED

に交換した件数と費用はどれくらいなのか。

また、現在のペースだと、あと六、七年で普及率100%を達成する計算となりますが、県警の見通しはどうか。

さらに、今現在、徳島県は第4位ということですが、普及率の1、2、3位はどこの県なのか、お伺いいたします。

澤口交通部長

昨年度、交通安全施設等整備に係る予算のうち、車両用の電球式灯器からLED灯器に交換した費用は1億837万円で、316灯であります。この結果、県内の車両用灯器のLED整備率は、平成26年3月末現在で61.5%となり、全国統計で4位となっております。その順位を御紹介します。東京都が1位で82.3%。この数字は平成25年3月末の数字です。2位が長崎県で78.3%。3位が和歌山県で65.9%です。今後の予定ですが、LED灯器の整備計画につきましては、現在推進中の「いけるよ！徳島・行動計画」において、本年度末までの整備率の目標を65%としております。この目標は達成する見込みとなっております。また、現在、県において来年度からの行動計画を策定中です。県警察としては、この中に示される目標達成に向け、積極的な整備を進めていくこととしております。

藤田元治委員

1位が東京都、2位が長崎県、3位が和歌山県、4位が徳島県ということですが、LEDバレー構想といった徳島県の施策であるとか、中村教授のノーベル物理学賞の受賞といったことをすべて含めて、何が何でも徳島県は1番でなかったらいけないと思います。

また、LED信号機については、省エネでありますとか、いろいろなメリットがあり、多くの県民の皆さんがLED信号機の設置を望んでいる。美馬市内でも非常に交通事故が多発するところに信号機の設置を要望したことがあります。設置基準などがあり、なかなか実現しない。経費を見ても1か所に莫大な金額が掛かり、県内でもそういう箇所は多数あると認識しているわけでありまして。信号機については、どういう基準で設置しているのか。また、県民から新たに信号機設置の要望箇所がどれくらいあるのか、お伺いいたします。

澤口交通部長

信号機の設置につきましては、道路の幅員や構造、交通量、交通事故の発生状況のほか、地域住民の要望等を総合的に判断して、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる箇所に優先的に設置しております。信号機の設置要望数とその対応状況についてですが、警察本部において承知している過去3年間の要望数と設置箇所数は、平成23年度が20か所の要望に対して3か所の設置、平成24年度は8か所の要望に対して1か所の設置、平成25年度は5か所の要望に対して3か所を設置しております。なお、信号機が設置できなかった箇所につきましては、道路管理者等との連携を図りながら、一時停止規制の交通規制のほか、カラー舗装やカーブミラー設置などの安全対策を講じて交通事故防止を図っており

ます。

藤田元治委員

信号機を設置できなかった場合、道路管理者とさまざまな交通の対策を講じていただいているということで、美馬市内でも信号機が設置できなかったところにカラー舗装など、市とも連携してさまざまな交通対策、安全対策を練っていただいて、非常に安全が確保されたといえますか、私が要望したところもしていただいて、非常に安全が確保されたと思いますので、今後も続けていただきたい。

交通の安全と円滑を図るため、信号機の設置は必要不可欠なものであります。現在進んでいる東環状線、南環状線といったところに設置するのも必要だと思いますが、既存の道路も本当に必要であれば躊躇せずに設置すべきです。

また、社会問題化している公共施設等々の維持管理というか、老朽化対策について、信号機も同じことが言えるのではなかろうかと思えます。老朽化して倒れそうな危険な状態にあるものが存在すると思うのですが、この信号機整備に向けた県警の心構えを聞かせていただいて、終わりにいたします。

澤口交通部長

委員御指摘のとおり、信号機は交通の安全と円滑を図るために必要不可欠な交通安全施設であるため、県警としても県内の交通情勢を十分把握、検証し、効果的な活用を図っていくこととしております。県内では、信号機が倒壊するなどの事例はまだ発生しておりませんが、設置後30年を経過する信号柱が約22%となっております。このため、倒壊等による被害の防止対策は重要な課題と認識しております。そのため、日常の点検や計画的な更新等の保守管理を一層徹底するとともに、交通規制の合理的な見直しを行い、必要性が低くなった交通安全施設については、削減に努めていくこととしております。

松崎委員

本部長から説明いただきましたように、本当に身近な犯罪の抑止、安全安心の確保、重要犯罪の徹底検挙や交通事故等の抑止ということで、これまでに取り組んでいただいて減少傾向といえますか、例えば、身近な犯罪が半数以下になったことについては、感謝と敬意を申し上げておきたいと思えます。本当に御苦勞様でございます。そこで、お伺いしたいのは、監査報告書なり、先ほど説明していただいた中で、翌年度繰越金というものがありまして、交番や駐在所等の整備事業費に係る繰越明許費が約1,900万円であると、監査の説明の中にも出ていらっしゃるところでございます。そこで、お伺いしたいのですけれども、9月議会でも議論になった公共建築物の長寿命化モデル事業ということで、県は県、それから教育委員会関係、そして警察関係と、大きく3部署に分かれると思えます。特に警察施設については、東警察署などの大きな施設の問題が話題に上ります。駐在所等々もございましてけれども、今日の新聞にも平成26年度までに総合管理計画を定めるとの全国の動向なども報告されているようですが、県警として、この総合管理計画に基づいた事業計画につ

いて、どのように取り組まれるのか、大まかなところでお聞きしておきたいと思います。

杉本拠点整備課長

公共施設等総合管理計画及び今回の長寿命化モデル事業についての御質問でございますが、県警察の所有しています施設につきましては、本部庁舎や警察署、宿舍、交番、駐在所、それからそれらの付属施設ということで、現在、255施設758棟あるところでございます。全国的に公共施設等の老朽化やその対策が問題となっているということで、将来的にはすべての施設を対象として考えるわけでございますが、今回の公共建築物長寿命化モデル調査事業の調査につきましては、県の保有する庁舎や教育委員会の教育施設、それから私どもの警察施設の各1施設の合計3施設につきまして、対象施設の詳細な現況把握、そして、それらの点検、保全、それから長寿命化対策の検討等を行いまして、現在、県において策定することになります公共施設等総合管理計画で将来の見通しでございますとか、数値目標や基本的な方針の策定に活用すると。さらには、来年度以降に策定いたします個別施設計画に反映することを目的にしております。今回のモデル事業の調査対象になります警察施設でございますが、事業の成果を今後の計画に反映する必要がありますことから、一定規模の標準的な施設であって、建て替え後の警察署、当面建て替えの予定がない警察署の中で、一番古い三好警察署を選定しております。三好警察署は、平成9年1月に設置した庁舎でございます。現在、県及び教育委員会、私どもで調整しまして、作業を進めているような状況でございます。

松崎委員

モデル事業としては、今後、三好警察署を対象に進められるとのことでございますが、先ほどの施設の中には交番もたくさんあり、全体としては758棟あるとのこと。70年代の高度経済成長であったり、人口が増えていく中で建てられた警察署、それから地域の交番、駐在所というものが県警としてたくさん抱えられていると思いますけれども、この決算書によりまして駐在所の繰越明許が出されているように、順次建て替えや修繕をしているのだらうと思います。去年、多家良の駐在所を建て替えたとお聞きしておきまして、私もすぐ近くに里がございますので、モダンな良い駐在所が建ったなと感心しました。交番勤務される職員の方といいますか、警察官の処遇の改善といいますか、勤務改善上も必要な改善措置、建て替え措置は当然必要だと思うのですが、現在、建て替えなければならない駐在所、交番というのは、何か所程度を予定しているのでしょうか。

杉本拠点整備課長

交番の耐用年数等の関係の御質問かと思われませんが、現在、県下に交番駐在所等の数といたしましては、26交番、105駐在所、それらに類する施設としまして、徳島阿波おどり空港に1警備派出所、それから鳴門市に1検問所ございまして、合計133施設を設置しているところでございます。

交番、駐在所の建て替え、必要軒数ということでございますが、交番、駐在所につきま

しては、現在のところ、建て替えの基本的な条件といたしまして、建築後30年以上を経過し、老朽、狭隘化が著しく、かつ、用地の確保が可能なところを中心に対象として検討させていただいているところでございますが、それ以外にも警察活動の情勢などを踏まえ、地理的条件による施設の老朽化の程度でございますとか、道路の新設や周辺環境等の変化への対応、さらには地域住民からの御要望等を踏まえ、優先順位を付け、予算措置しているところでございます。現在のところ、30年を超えて建て替えが必要な施設につきましては49か所ございます。今年度ですが、徳島西警察署の蔵本町交番、阿南警察署那賀川北部駐在所、三好警察署昼間駐在所の3箇所につきまして、建て替えに着手したところでございます。それを差し引きますと、現在のところ46か所であると認識しております。

松崎委員

46か所が今後建て替えられるとのことでございます。これにも相当な経費が必要になってくるのかなとは思いますが、ただ、日本創成会議が公表したショッキングな人口動態報告では、徳島県も人口減少が避けられないと。つまりは、歳入も減ってくるのが予測されるわけございまして、地域が縮小社会に段々移って行く中で、過疎地域を切り捨てることではございませんけれども、将来の県内の人口分布や県内全体の治安の維持確保等々を考慮しながら、交番や駐在所の数、また、場所についても見直す時機に来ているのではないかと思います。単に建て替えるだけではなく、まちづくりそのものの全体プランを作らなければならない時機に来ているのではないかと思います。その辺のお考え方があれば、少しお示しいただければと思います。

小倉生活安全部長

交番、駐在所の配置見直しについての御質問でございます。

この配置見直しにつきましては、管内の人口動態をはじめ、社会環境や治安情勢の変化等を総合的に判断した上で、配置見直しを実施しているところでございます。県内におきましては、平成16年4月以降に交番2か所と駐在所40か所を廃止するとともに、人口が増加し、都市化の進展が著しい地域に交番1か所を新設したところでございます。県警といたしましては、ただいま委員御提言のとおり、今後とも県内の人口動態や治安情勢の変化、さらに施設整備の必要性等も踏まえまして、総合的に判断し、交番、駐在所の配置見直しを検討してまいりたいと考えております。

松崎委員

多分、交番、駐在所も設置条例があるのでしょうか。それから、管理する条例も当然あるかと思ひまして、そういう条例の改正を伴うことにもなるかと思ひます。それから、地域の住民と密接に関係することもございますので、地域の理解を得る中で条例改正も含め、御提案を頂ければと思ひます。そして、交番、駐在所に勤務する職員の皆さんが、本当に地域の安全のシンボルとしてしっかりと役割を果たしていける、さらには、そこに勤められる皆さんが、快適にとまではいきませんが、勤務の改善が図られることも含め、是

非、お願いを申し上げておきたいと思えます。

もう一点、連日のように新聞に出ています政治家の金の問題ですが、残念ながら徳島県議会も不正受給に伴って、県議が辞職をするといった事態になりました。今年度の政務活動費については、まだ使用中ということですが、今日は平成25年度普通会計決算認定特別委員会ですので、昨年度の政務活動費について少し質問させていただきたいと思えます。

新聞報道などによりますと、問題の政務活動費については返還されたとお聞きしたのですが、これまでほとんどの議員の皆さんは適切に支出してきたと思えます。一部に問題のある不適切な支出があって、議会自体が信頼を失っているのは事実でございます。

今回、21日の新聞では、オンブズマンの方が県警察に対しまして、今回の不正受給についての告発状を提出に至ったとのことですが、県警察として、この告発状を受理されるかどうか。それから、受理したということであれば、どういった罪状なのか、刑事事件として発展していくのでしょうか。民事的なところでは、不正に受け取ったものは返還したことになるのですが、その辺のところを少し説明していただければと思えます。

今井刑事部長

お尋ねの件につきましては、10月20日に告発状の提出を受けております。現在、その内容を精査しておりまして、近日中に告発を受理する予定といたしております。

この告発の事実については、平成24年度、平成25年度の政務活動費の収支報告に関して、研修会場をホテルで行ったとする古い領収書の日付、金額等を書き換えたものを添付して、残余金の返還を免れたとするものでございまして、虚偽公文書作成、同行使、詐欺罪の告発となっております。

松崎委員

今回、オンブズマンの方が告発されたということで、政務活動費の支出行為についても新聞報道された。今回の分は正に不正受給そのものになると思うのですが、一般的なこととして、警察は告発状がなければこの種の捜査に入れないのでしょうか。

今井刑事部長

刑事訴訟法では、何人でも犯罪があると思料するときは告発することができるかと規定されております。また、同法では、警察は犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされております。したがって、一般的に告発は犯罪捜査の端緒となりうるものでございますけれども、告発がなければ捜査できないというものではございません。

松崎委員

近日中に受理されるとのお話を頂いたのですが、捜査方法ですから、今の段階ではまだ話ができない部分もたくさんあると思えます。私どもでは自ら支出状況を再チェックしたり、政務活動費を領収する場合、支出する場合の勉強会や再発防止、さらには信頼

回復に向けた改革なども進めていこうということになっているわけですが、今回の警察の捜査の中で、不正行為に至った理由、事実が段々明らかになるのではないかと感じておりました。捜査の推移は見守ってまいりたいと思うのですが、現時点で県警察としての捜査方針と申しますか、捜査に関して何か開示できるものがあるならば、説明していただきたいと思っております。

今井刑事部長

個別具体の事案に関する捜査内容等については、答弁を差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げますと、警察は、刑罰法令に触れる行為を認める場合、法と証拠に基づいて、その事案の真相究明を果たしていくことにしております。

松崎委員

ありがとうございました。これから捜査の中でいろいろな証拠をしっかりと検証、明らかにしていくことになろうかと思っております。私どもも今回のことを他者のこととせず、自らのこととして議員に課せられた責任、役割をしっかりと果たしていかなければならないと強く感じているところですし、まもなく信任していただいた4年間が終わるのですが、この間に別の案件で逮捕され、辞職された方もいました。政治とお金の問題について、本当に県民の信頼を失わしめているのが実態だと思っております。ただ、県議会としては、開かれた議会に向けて改革をしっかりと進めていますので、それぞれが頑張っていくことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

寺井委員

1点お聞きしたいと思っております。まず、先ほど松崎委員からもお話があったわけですが、先ほどの児嶋本部長からの平成25年度の警察の成果については、本当に素晴らしいと思っております。身近な犯罪の抑止と安全についても、戦後最多であった平成15年から比べたら半数以下になったと。また、重要犯罪についても、41件のうち36件が解決していると。交通事故防止についても、平成27年度を最終年とする第9次徳島県交通安全計画に死者数を30人台後半、可能な限りゼロに近づける方向の中で本当に大きく減っております。平成16年から9年連続で減少したと。本当に心から敬意と感謝を申し上げます。また、これから災害やテロが起こる可能性もある中で、これからも頑張ってくださいと心からお願い申し上げます。

そこで、たばこの話になってくるわけですが、御存知のとおり、県庁庁舎議会棟の下に喫煙所ができたわけですが、警察本部のほうから吸いに来られる方もいらっしゃると思っております。また、免許センターにおいても喫煙場所を確保していただいた。私は、本当に良かったと思っております。そこで、御存知のとおり、警察の皆さんは24時間体制で頑張っているわけですが、各警察本部、警察署において、喫煙場所はちゃんと確保されているのかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

石川会計課長

警察本部の喫煙場所につきましては、先ほど委員おっしゃったように、自転車置場の奥に喫煙場所を設置しております。それ以外の警察署におきましても、庁舎内ではないのですけれども、庁舎から出た外側にベンチなどを置いて、一般の方の迷惑にならないように喫煙できる場所を確保してございます。

寺井委員

実は、今日も県庁へ来る途中、阿波市からの吉野川市へ渡る橋の上で交通事故があり、西風の寒い中で警察官が交通事故の処理をしていた。本当に大変だなと思います。そういうところではたばこが吸えないわけでございますけれども、暖を取らなければいけない中で、ストレスも本当にたくさん溜まってくるのではないかと。その中で、皆さん方が気分転換をする中で、大人の嗜好品として認められているたばこを吸う場所を確保していただきたい。川端委員長はお医者さんですけれども、たばこは精神安定のために吸った方が良いと話す精神科医もいらっしゃいます。ストレス社会の中で、きちんとたばこを吸う場所が確保されていることが本当に理想的だと思っております。一生懸命頑張っている方が現場から帰ってきて、ゆっくり一服吸いたいと思うので、喫煙室をきちんと設けるべきだと思います。警察署には一般の方もいらっしゃるわけですから、きちんとした分煙室があれば本当にありがたいと思います。喫煙場所をきちんと確保することが大事なことかなと。特に、これから東警察署の問題とか、阿波市と吉野川市の合同庁舎ができる中で、是非、分煙所を設置してほしい。敷地内とはいえ、警察関係の方が外でたばこを吸っているのは余り感心しないので、現場で頑張っている皆さんが庁舎へ帰ってきたとき、他人に迷惑を掛けないように、安心して一服できる場所を作っていただきたいと思います。

県のほうにも要望していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

川端委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時47分）